③　技術提案のヒアリングを行う。
　ヒアリングの日時・場所等の必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による）
④　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑷　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が、予決令第79条の規定にもとづいて予定価格の制限の範囲内であること。
イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
　但し、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
⑸　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により技術提案に記載された内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。
①　違約金の徴収
②　工事成績表定点の減点措置
　なお、詳細は入札説明書によるものとする。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第二係　漢那　怜加　電話098―866―0031（内線81341）
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成24年10月２日から平成24年11月30日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。
②　場所　上記４の⑴と同じ。
③　その他　配付資料は無料である。
⑶　申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出
①　提出期間　平成24年10月２日から平成24年10月26日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。
②　場所　上記４の⑴と同じ。
③　提出方法　電子入札システムにより受付期間内に提出すること。ただし、総容量が３ＭＢを超える場合は、必要資料一式を持参により提出すること。その際、電子入札システムの受付については、「資料持参確認書」（別添ファイル参照）に必要事項を記載し送付すること。
　郵送又はＦＡＸによるものは、受け付けない。また、電子入札システムによりがたい者で、紙入札方式参加承諾願により発注者の承諾を得た場合にも、持参により提出すること。
④　紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上記①、②と同じ
⑷　入札、開札の日時、場所及び提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
①　提出期間　平成24年11月28日から平成24年11月30日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、平成24年11月30日は午後３時まで。なお、郵送の場合は、平成24年11月29日の午後５時まで。
②　提出場所　上記４の⑴と同じ。
③　開札　平成24年12月３日午前10時　沖縄総合事務局７階入札室
④　紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書及び当該委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。なお、郵送による入札書の受領期限は、平成24年11月29日午後５時までに上記４の⑴担当部局宛て郵送すること。
⑸　入札説明書に対する質問　入札説明書に対する質問がある場合は、電子入札システムにより提出すること。なお、書面（様式任意）にて提出する場合は、上記４の⑴に連絡すること。
①　提出期間　平成24年10月２日から平成24年11月26日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。
②　場所　上記４の⑴と同じ。
③　その他　電子入札システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。係名まで明記の上、提出期限内必着とする。）にて提出することとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。
⑹　上記⑸に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
①　閲覧期間　平成24年10月２日から平成24年11月27日まで（行政機関の休日は除く。）の午前９時30分から午後４時30分まで。
②　場所　上記４の⑴と同じ。

５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除する。
②　契約保証金　納付（保管金の取扱店日本銀行那覇支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア　利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店　日本銀行那覇支店）
イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁　沖縄総合事務局）又、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑸　手続における交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　違約金　受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
①　公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による裁決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
②　公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。